公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
GEIDANKYO

CPRA news 92

CENTER FOR PERFORMERS' RIGHTS ADMINISTRATION NEWS

実演家著作隣接権センター

特集
著作権分科会報告書について …… 2
ポスト・パッケージ時代 …… 4
――音楽の楽しみ方はどう変わったか

クプラ ニュース
VOL.92
APR.2019
CONTENTS

MOVEMENT …… 6
ACTION …… 7
COLUMN/ESSAY …… 8

新時代の開幕に寄せて

Ono Shinichi
芸団協CPRA権利者団体会議　委員
一般社団法人映像実演権利者合同機構（PRE）代表理事
小野伸一

新しい時代がやってくる。

もう聞き飽きたフレーズではあるが、平成最後のCPRA newsとなれば、言わないわけにもいくまい。そして新しい時代を目前に、CPRAは設立25周年を迎え、これをきっかけに、CPRAを構成する4団体の代表からなる権利者団体会議のメンバーが巻頭言を述べてきた。今回の執筆は「平成最後」、かつ、権利者団体会議メンバーのトリという大役である。さて、平成最後に、新しい時代に、何を書き記そうか。

新しい時代……とはいうものの、ふとエンターテインメントの世界を見れば、常に新しい流れがやってきて、絶えず変化している。

例えば、10年前はほとんどの人が知らなかった「サブスクリプション」という言葉も、今や当たり前のように行き交い、書店にも『サブスクリプション』というタイトルの本が平積みされるようになった（公立図書館でも10人以上の予約が入っているではないか!）。世界に目を向ければ、2019年のグラミー賞では、最優秀アルバム賞にノミネートされた2作品がCDリリースされていないという。そのうちの1作品はこの4月に日本限定でCDが発売されるらしいが、世界的には確実にフィジカルからストリーミングにシフトし、時代は大きく動いている。

テレビに関しても昨年末に国内で動きがあった。4K8K衛星放送が始まった。4K8Kというと映像がきれいになるという印象が強いが、音もよりクリアに、立体的に進化している。普及には時間を要するかもしれないが、今後は家庭でも、ますます臨場感あふれる映像、音楽を楽しめるようになっていくのは間違いないだろう。インターネットでの常時同時配信も目前だ。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを一つの節目として、様々な進化や利便性の向上など、変化に富んだ時代が続くことは想像に難くない。

2020年といえば、実演家の権利においても節目の年といえるだろう。1920年にいわゆる旧著作権法の改正により「演奏歌唱」が著作物として追加され実演家が法律上の保護を受けるようになってから100年、1970年に現行著作権法において実演家の権利が著作隣接権として確立してから50年になる。新しい時代を前にして、改めて、実演家の権利を確立し向上に尽力してきた先人たちへは感謝と尊敬の念に堪えない。一方で、幾度とない著作権法の改正や国際条約の成立がありながらも、実演家をめぐる諸問題は増幅の一途をたどっている現状に、権利者団体会議メンバーとして、また、約90,000人の権利者から委任を受けているCPRAの運営に携わる身として、職責の重さを再認識するとともに、それを全うしなければと決意を新たにするところである。2020年はスポーツの祭典の年としてだけではなく、文化においても新たな節目の年となるよう邁進していきたい。

そして、このような状況のもと新たな時代を切り拓いていくためには、関係各位のご協力も不可欠である。様々に違いはあると思うが、このCPRA newsを手に取っている方々は、多かれ少なかれ日本のエンターテインメントやコンテンツの発展、実演家の地位向上などそれぞれに願っていることに変わりはないだろう。ぜひとも引き続きお力添えいただきつつ、新しい時代の開幕を――関係各位と共に、実演家にとって希望ある時代が築けると信じながら――迎えたい。

著作権分科会報告書について

文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で検討され、法改正の方向性が決まった事項について報告書案がまとめられ、2月13日、著作権分科会において了承された。著作権分科会報告書の概要を紹介する。

リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応※1

自身のウェブサイトにはコンテンツを掲載せず、他のウェブサイトに掲載された著作権侵害コンテンツへのリンク情報等を提供して、利用者を侵害コンテンツへ誘導するためのウェブサイト（いわゆるリーチサイト）等は、侵害コンテンツへのアクセスを容易にし、著作権侵害を助長している。このような行為は、インターネット上の海賊版被害が深刻化している一因と考えられることから、2016年度よりこの問題への対応方策が検討されてきた。

リンク情報の提供行為という表現行為の自由を制約するにあたっては、規制対象をはっきりさせる必要があるが、適法、違法の境界を明確に定めるのは難しいため、被害状況を踏まえ差し当たり緊急性の高い悪質な行為類型のみ対応を検討することとした。

検討の結果、一定の要件に当てはまる行為をみなし侵害とする規定を置き、差止請求及び刑事罰の対象とすることが適当とした。具体的には、社会通念上いわゆる「リーチサイト」、「リーチアプリ」として認知されているような、類型的に侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性の高い「場・手段」を通じた侵害コンテンツに係るリンク情報等を提供する行為に限定するとともに、侵害コンテンツであることへの認識に関し一定の主観要件（侵害コンテンツであることについて故意・過失が認められる場合）を課すことが適当とした。ただし、過失による行為については刑事罰の対象から除外することが適当とした。

また、リーチサイト運営・リーチアプリ提供行為については、個々の著作権侵害コンテンツに係るリンク情報等を提供する行為よりも違法行為を助長する度合いが大きく、著作権者により深刻な不利益を及ぼしていることから、別途罰則の対象とすべきとした。

消費者が侵害コンテンツにアクセスする経路としては、リーチサイト等を直接訪問する方法の他、インターネット情報検索サービスを経由するものが一定割合存在している。インターネット情報検索サービスそのものは中立的な目的で提供されているものの、利用者が特定の著作物のタイトルや海賊版に関連するキーワードを入力することで侵害コンテンツのリンク情報が簡単に取得できる手段として機能しており、侵害コンテンツの拡散に相当程度寄与していると認められる。そのため実効的な防止策を取ることが必要だが、関係者の意向を踏まえ、まずは権利者団体及びサービス事業者間で協議の場を設け、当事者間の取組による運用上の解決を図ることとし、必要に応じて法整備を検討することとした。

ダウンロード違法化の対象範囲の見直し

著作権侵害コンテンツの私的使用目的でのダウンロードについては、2009年の法改正で、特に被害が顕在化、深刻化していた音楽・映画の分野に限って違法化（民事措置）され、そのうち有償で提供・提示されたものに限って2012年の法改正で刑事罰化された。今般、巨大海賊版サイトの登場による電子コミック市場売上の激減等インターネット上の著作権侵害が深刻化したことを受けて、対象範囲の見直しが行われた。

検討の結果、少なくとも民事については対象範囲を著作物全般に拡大していくことが有力な選択肢となるとした。ただし、スマートフォンのスクリーンショット等広く一般に行われており、国民生活への影響が大きいため、複数の委員から出された、「被害実態が明らかな海賊版対策に必要な範囲に限って違法の範囲を定めるという観点から、刑事罰と同様に限定を設ける」べきとの意見に十分留意する必要があるとした。

現行規定では「『その事実を知りながら』行う場合」という主観要件が設けられているが、「違法だと当然に知っているべきだった」、「違法か適法か判断がつかなかった」場合や、権利制限に基づき適法にアップロードされたものとの誤った認識でのダウンロードのように、いわゆる「法律の錯誤」があった場合等に違法とされないように、必要な措置を検討すべきであるとした。このような措置が取られれば、意図的・積極的なダウンロード行為のみが違法化され、一般ユーザーが十分な確認をせず、気軽に行う場合等は違法にならない。

一方刑事罰については、音楽・映画の場合と同様、対象範囲を有償で提供・提示されたものに限定することは当然の前提として、特に必要性の高い事例・行為に厳格に絞り込む必要があり、国民生活への影響を必要最小限にとどめる観点から、適切な限定の選択肢を採用することが適当とした。その際、複数の委員から、「有償著作物」、「原作のまま」、「当該著作物の提供又は提示により著作権者が得ることが見込まれる利益が不当に害される場合」等に加え、反復継続してなどの要件に限定する案が提案されたことにも十分留意する必要があるとした。

法定刑の水準は、音楽・映画の場合と同様、「2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金またはその併科」とすること、また刑事罰についてはすべて親告罪のまま維持することが適当とした。

アクセスコントロール等に関する保護の強化

ビジネスソフトウェア業界、ゲーム業界を中心に、コンテンツの提供方法がインターネットで配信しダウンロードしてもらう形に変わり、ライセンス認証等のアクティベーション方式による保護技術が用いられることが多くなっている。そのため、2018年に不正競争防止法が改正され、「技術的制限手段」の定義にシリアルコード等によるライセンス認証が含まれることが明確になった上、これを回避するための不正なシリアルコード等の提供が規制対象行為に加えられた。

検討の結果、著作権法においても不正競争防止法と同様の措置を行うことが適当とした。

著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化

2018年に特許法等産業財産権関連法が改正され、特許権等の侵害訴訟における証拠収集手続（インカメラ手続：書類提出命令の判断を行う際に裁判所のみが書類を閲覧して行う手続）を利用できる場面を拡大するとともに、同手続に専門委員が関与できるようになった。検討の結果、著作権法においても特許法等と同様の見直しを行うことが適当とした。

著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入

現行著作権法では、著作物の利用許諾契約（ライセンス契約）における利用者（ライセンシー）は、著作権が第三者に譲渡された場合、その第三者に対し、譲渡前のライセンス契約に基づき著作物を利用する権利（利用権）を主張することができない。そのため、著作物の利用が継続できなくなるおそれがある。また、著作権者（ライセンサー）が破産・倒産した場合、ライセンシーは破産管財人等から契約を解除されるおそれがある。検討の結果、ライセンシーが安心してビジネスを行うことができる環境を整備するため、特許法等と同様に、登録等の要件なしに利用権を主張できる制度（当然対抗制度）を導入することが適当とした。

行政手続に係る権利制限規定の見直し

現行著作権法において、特許等に関する審査が迅速・的確に行われるよう、特許審査手続等において、権利者が許諾なく必要な分複製等できることとされている。

農林水産省からの要望を受け、検討の結果、特定農林水産物の名称の保護に関する法律に基づく地理的表示の登録に関する手続及び種苗法に基づく品種登録に関する審査手続や登録品種に係る調査手続についても、必要と認められる限度で行われる著作物の複製等を権利制限の対象とすることが適当とした。

今後の見通し

ダウンロード違法化の対象範囲の見直しは、昨年10月に示された、知的財産戦略本部インターネット上の海賊版対策に関する検討会議中間まとめ案において直ちに検討を行うべき旨盛り込まれたことを受けて、急ピッチで検討が行われた。そのため、一部委員から議論が拙速であるとの反対があった上、権利者である漫画家をはじめ、有識者、利用者が、インターネットを利用した創作活動が制限されかねず、一般的なインターネット利用の萎縮も招くとして強く反発したことから、著作権法改正法案の今国会への提出が見送られた。他の項目について法改正を行うのかを含め、現時点では今後の見通しは不透明である。

（芸団協CPRA事務局　榧野睦子）

※1：検討の経緯については、「インターネット上の海賊版対策をめぐる動向について――リーチサイトやサイトブロッキングを中心に――」CPRAnews91号（2019年1月）をご参照ください。

文部科学副大臣に私的録音録画補償金制度の早期見直しを要望

文化審議会著作権分科会著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会では、クリエーターへの適切な対価還元をテーマに、私的録音録画補償金制度の見直しの観点も含めて2015年度より検討を行っている。

同小委員会は2018年度審議結果をまとめる予定としていたが、結局過去三年間と同様、審議経過報告に留まった。

問題の先送りは権利者の不利益を一層拡大させるものであることから、2018年12月21日、野村萬芸団協会長、いではくJASRAC会長及び重村博文RIAJ会長は永岡桂子文部科学副大臣と面会し、柴山昌彦文部科学大臣に宛てた「私的録音録画補償金制度の早期見直しに関する要望書」を手渡した。具体的には私的録音録画専用機器等で現在政令指定されていないものを速やかに追加指定するとともに、パソコン、スマートフォン、タブレット端末等汎用機器も補償金の対象とするという課題については2019年度結論を出すことを求めた。

ポスト・パッケージ時代
――音楽の楽しみ方はどう変わったか――

音楽市場に空前の好景気をもたらした音楽CDバブルがはじけてから早20年。
1998年以降の「ポスト・パッケージ時代」、音楽の楽しみ方はどのように変わったのか振り返る。

所有からアクセスへ

日本で初めてダイヤルアップIP接続サービスが開始されたのは1994年。通信速度の遅さと電話回線料金・ISP接続料金両方の従量制課金により、一般家庭への普及に時間がかかった。一方、携帯電話向けインターネット接続サービスは、ITに詳しくない層に広く受け入れられ、着メロという日本独自の音楽配信サービスが発達した。3Gサービスで通信速度が上がった上、パケット定額制が増えたことで、データ量の大きい着うた®、着うたフル®へと進化していく。

一方、インターネットの発達は、違法音楽ファイルの蔓延という負の面も有していた。NapsterやWinny等、ファイル交換ソフトを利用した海賊行為に始まりYouTubeやニコニコ動画への違法アップロード、最近ではアプリを用いた著作権侵害等、権利者を悩ませ続けている。YouTubeは2007年からコンテンツ管理プログラム「コンテンツID」を導入し、権利者は広告収益を得られるようになった。今やYouTubeは音楽を聴く主なツールとなっている※1。

iPodの発売と、その後のiTunes Music Store（現iTunes Store）サービス開始は、パッケージからデジタルへ音楽ビジネスの変化を決定づけた。その一方で、音楽の価格決定権が創る側からプラットフォーマーへ移行した。

“IFPI Digital Music Report 2011”によれば、2010年、世界的にサブスクリプション型ストリーミングサービスが飛躍した。以前から同様のサービスはあったが、スマートフォンの登場により、専用機器を買わなくてもアプリをダウンロードすれば簡単に音楽を持ち運びできるようになったことと、無料プランと有料プラン二本立てのフリーミアム・モデルによりサービス利用の敷居が低くなったことが躍進の理由とされる。日本でも2015年、多くのサービスが開始され、「サブスクリプション元年」と呼ばれた。

パッケージからライブへ

スマートフォンの急速な普及につれ利用が増えたのがSNSである。シェアしたモノ／コトが一人ひとりのアイデンティティを構成する若年層は、SNS映えをもたらすモノ／コトに消費する。商品（モノ）を所有する満足感ではなく、モノを通じて得られる体験（コト）に価値を見いだすように消費が変わったと言われて久しいが、現在「トキ消費」が広がりつつあるという。同じ体験が何度もできるコト消費とは違い、今そこにしか生まれないトキを楽しむ※2。こうした傾向は、ライブ市場の伸長にも関連しているのかもしれない※3。YouTubeの浸透等で、いつでも聴ける録音した音楽の希少性が下がる一方、今ここでしか体験しえないライブの価値が高まったともいわれる。

今では夏の風物詩と化しているフェスは、当初あくまで音楽を楽しむものであったが、SNS映えを求める参加者の希望に沿う形で音楽以外も楽しめるイベントに発展し、コアな音楽ファン以外も取り込むことで、市場規模を拡大し続けている※4。

2010年代よりLED照明やプロジェクションマッピング、AR、VRといった技術を駆使し、聴覚だけでなく五感で楽しませる演出をするライブが増えている。

聴くから創る、つながるへ

デジタル技術の発達とインターネットの普及は、個人が音楽を創り、発信することを可能にした。2000年代後半には、DAW（Digital Audio Workstation）ソフトでの音楽制作が可能になり、動画投稿サイトの登場で二次創作、作品発表の場が広がった。

初音ミクの一大ブームは、コメントによって視聴体験を共有できるニコニコ動画で起こった。アニメ・漫画を中心に培われてきた同人創作文化を土壌に、一般消費者同士が協力して制作した作品を共有し、派生作品を生み出すサイクルが生まれた。初音ミクの動画は、ただ音楽を聴くというのではなく、みんなで共有する話題、コミュニケーション手段の一つであったといえる。

この流れは、スマートフォンとSNSの登場で加速した。情報発信力のあるスマートフォンにより個人はメディア化し、コンテンツはその情報の価値のためだけに消費されるわけでなく、ユーザー同士のつながりを仲介するという機能や価値を帯び始めた。若者のリップシンク動画やダンス動画にとどまらず、自治体職員等がヒット曲に合わせて踊る動画も投稿されるようになり、ニコニコ動画で生まれた「歌ってみた」「踊ってみた」文化は一般に広まっている。

音楽のこれから

一方、2013年以降アナログレコードが売上を伸ばしているのはなぜか。限られた場所、空間でわざわざ音楽を楽しむことが若者には目新しい。レコードの回転から視覚的に音楽の流れを感じ、紙のパッケージで触感を楽しむなど、聴覚だけでない音楽の楽しみ方ができる※5。レコード店に足を運びファン同士で楽しい時間を過ごすことは、ロックコンサートに行く感じにも似ているという人もいる※6。デザイン性が高い、あるいは希少なレコードはSNS映えするのかもしれない。音楽CDよりも古いレコードが、意外にも現在の音楽の楽しみ方にマッチしているのは興味深い。

2018年、音楽市場は3年ぶりに拡大に転じた。その大きなけん引力となったのが、ストリーミング配信といわれる※7。

音楽の楽しみ方の変化は、芸団協CPRAが管理するレコード実演の権利にも影響を与える。引き続き注視していきたい。

（芸団協CPRA事務局　榧野睦子）

〔参考文献〕
- 天野 彬『シェアしたがる心理』（宣伝会議、2017年）
- 烏賀陽弘道『「Jポップ」は死んだ』（扶桑社、2017年）
- 円堂都司昭『ソーシャル化する音楽』（青土社、2013年）
- 柴 那典『初音ミクはなぜ世界を変えたのか？』（太田出版、2014年）
- 柴 那典『ヒットの崩壊』（講談社、2016年）
- 永井純一『ロックフェスの社会学』（ミネルヴァ書房、2016年）
- 濱野智史『アーキテクチャの生態系』（筑摩書房、2015年）
- レジー『夏フェス革命』（垣内出版、2017年）

※1：2017年度音楽メディアユーザー実態調査（日本レコード協会）によれば、回答者の61.6%がYouTubeを主な音楽聴取手段に挙げている。
※2：「【キーワード解説】『トキ消費』――博報堂生活総合研究所　酒井崇匡」〈https://www.hakuhodo.co.jp/archives/column/44780〉
※3：一般社団法人コンサートプロモーターズ協会正会員の年間売上額は、2013年、オーディオレコード総生産金額を超え、2015年にはオーディオ総生産金額と音楽配信売上金額を合計した金額をも上回った。
※4：「多様化が進み、活況が続く音楽フェスの市場動向／ぴあ総研が調査結果を公表」〈https://corporate.pia.jp/news/detail_live_enta201808_fes.html〉
※5：「【レコードブーム再燃!】レコードの人気の理由と仕組み」〈https://kusanomido.com/study/life/music/25906/〉
※6：「レコード・ストア・デイ」創設者が語る、アナログレコードの可能性　〈https://www.oricon.co.jp/confidence/special/50985/〉
※7：「音楽市場　配信がけん引　昨年3年ぶり拡大、聴き放題人気」（2019年3月5日付日本経済新聞朝刊）

◉「ポスト・パッケージ時代」年表

History of PostPackage 1997-2019

1997年
- フジロックフェスティバル初開催

1998年
- 国内CD売上金額が史上最高を記録
- 着メロ「スカイメロディ」サービス開始※

1999年
- Napster社設立／i-mode・EZ web・ADSLサービス開始／無線LANシステム「Air Mac」・メモリースティックウォークマン発売／ライジングサンロックフェスティバル初開催
- bitmusicサービス開始※

2000年
- Google日本語版サービス開始／サマーソニック、ロック・イン・ジャパン・フェスティバル初開催
- PHS端末向けSound Marketサービス開始※

2001年
- FTTH・3Gサービス開始／iPod発売

2002年
- 公衆無線LANサービス開始／コピーコントロールCDをレコード各社が採用
- 「着うた®」サービス開始※

2003年
- Napster社倒産
- 呼出音楽「メロディーコール」サービス開始※

2004年
- Winnyソフト開発者逮捕／mixiサービス開始
- mora・「着うたフル®」サービス開始※

2005年
- YouTube・GyaOサービス開始
- iTunes Music Store（現iTunes Store）・ハイレゾ音源e-onkyo musicサービス開始※

2006年
- LISMO・Napster Japanサービス開始※

2007年
- ニコニコ動画β・Ustream・YouTube日本語版・ニコニコ生放送サービス開始／「初音ミク」発売
- 「うたホーダイ」サービス開始※

2008年
- Facebook日本語版・Twitter日本語版・NHKオンデマンドサービス開始／iPhone発売
- 「着うたフルプラス®」サービス開始※

2009年
- アンドロイドOS搭載スマートフォン発売

2010年
- HMV渋谷店閉店（2015年復活）／radikoサービス開始／iPad発売／Instagram日本語対応

2011年
- LINE・Hulu・らじる★らじるサービス開始／初音ミクがGoogle ChromeのCMに登場
- 「LISMO unlimited powered by レコチョク」サービス開始（2013年～KKBOX）※

2012年
- iTunes Store国内主要レーベル出揃う※
- iTunes in the Cloud・Amazon Cloud Playerサービス開始※
- Music Unlimited・「うたパス」・「dヒッツ」サービス開始※

2013年
- レコチョクBest・スマホでUSEN（2017年～SMART USEN）サービス開始※

2014年
- iTunes Matchサービス開始※

2015年
- Netflix・Amazon Prime Video・TVerサービス開始／Apple Watch発売／DMM VR THEATERオープン
- サブスクリプション元年（LINE MUSIC・Apple Music・Google Play Music・AWAなど）※

2016年
- AbemaTV・4G・TikTokサービス開始／Vチューバー「キズナアイ」登場
- Spotifyサービス開始※

2017年
- Amazon Echo・Google Home発売
- Amazon Music Unlimitedサービス開始※

2018年
- ソニーがアナログレコード生産復活／LINE Clova発売／avex360°3Dシアターオープン
- YouTube Musicサービス開始※

2019年
- スマートフォンへのライブ配信サービス「新体感ライブ」開始

（日本での発売・サービス開始年を記載）
※音楽配信サービス関連

授業目的公衆送信補償金等管理協会発足

2018年5月、著作権法の一部改正が行われ、教育機関におけるICT活用推進のため、授業過程で利用する目的で著作物等を公衆送信する行為について、権利制限の対象が拡大された。

今回の法改正によって、権利者から許諾を得る必要がなくなった行為については、権利保護と円滑な利用のバランスを図るべく、一定額の補償金が一元的窓口へ支払われることとなった。なお、改正前から無償利用が認められていた行為については、現場の混乱を招かぬよう、今回の改正による補償金の導入は見送られ、引き続き無償利用が認められる（図1参照）。

新たな補償金に関し、書籍・美術・写真等の権利者を中心に各権利者が分野ごとにまとまって発足した「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS（サートラス））」が、一元的管理を行う唯一の団体として、本年2月に文化庁長官の指定を受けた。芸団協も、音楽分野の権利者としてJASRAC及びRIAJとともに名を連ね、SARTRASの運営に参画する（図2参照）。

今後、教育関係者から意見聴取を行ったうえで、具体的な補償金額を決定する。また、適切な分配方法の検討を内部で進め、2020年4月からの補償金徴収開始を目指す。

その他、教育現場において需要がありかつ包括許諾が望ましいとされた利用に関して、SARTRASで集中管理を行う検討が進められている。また、教育現場における著作権の普及啓発といった長期的な課題についても、教育関係者と意見交換の場を設け、協力して取り組む予定である。

〔図2〕SARTRASのしくみ

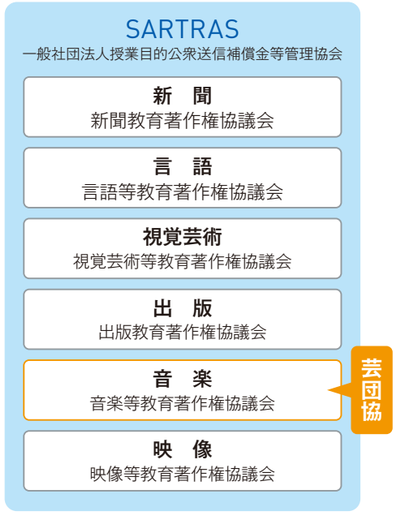

〔図1〕授業の過程での著作物利用に係る権利制限

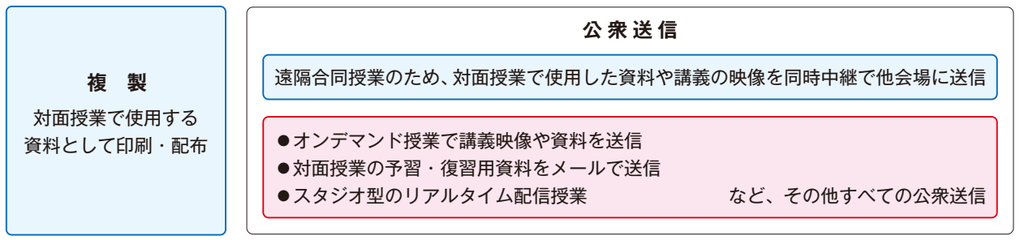

アジアから研修生を受け入れ

1月23日から1月25日の3日間、アジア地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）集中管理団体研修生の受け入れを行った。

本研修は、アジア地域における著作権制度の整備・普及を目的として、文化庁が世界知的所有権機関（WIPO）の協力を得て企画・実施している。今回の研修には、バングラディシュ、ブータン、ネパール、ベトナムから計8名の政府関係者及び集中管理団体の担当者並びに、WIPOの職員2名が参加した。

芸団協CPRAでは、実演家の権利及び芸団協CPRAの概要、集中管理団体のガバナンス、音楽分野の徴収及び分配業務、委任管理、広報業務の講義が行われた。質疑応答の内容は、徴収額の取決め方法及び分配額の算出方法等、多岐にわたった。

講義終了後の意見交換の際には、引き続き本研修のような研修の実施及び、集中管理団体制度を整備するための支援を求める意見が、研修生からWIPOに対して相次いだ。

平成31年度（2019年度）

実演家著作隣接権センター（芸団協CPRA）事業計画

芸団協CPRAは、一般社団法人日本音楽事業者協会、一般社団法人日本音楽制作者連盟、一般社団法人演奏家権利処理合同機構MPN及び一般社団法人映像実演権利者合同機構との協力関係に基づき、その業務基盤の整備を行い、実演家の権利擁護及び集中管理に係る専門機関として一層の充実を図るとともに、以下の権利処理及び調査研究広報活動を推進する。

（1）文化庁長官の指定に係る業務（指定団体業務）及びこれに準ずる業務を適正に実施する

1）実演家に係る放送及び有線放送における商業用レコードの二次使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。徴収については、放送番組のネット利用の範囲拡大を主な課題とし、民放連（地上波）を中心に協議を進める。分配についてはノンフィーチャード・アーチストの分配精度向上のための調査研究及び検証を継続するとともに、録音参加データ収集に向け関係各所への啓蒙活動や協力依頼を行う。

2）実演家に係る商業用レコードの貸与報酬及び使用料につき、権利行使の受任、総額の取り決め及び徴収分配を行う。新たな徴収方式の開始とその安定化を図るとともに、CDV-Jとは適正な使用料について協議を進める。また、使用料滞納事業者への督促を継続して行い、徴収管理の徹底に努める。

3）実演家に係る私的録音補償金の分配を行う。

4）諸外国の実演家権利集中管理団体との新規の協定締結に向けた交渉を開始する。また、同協定締結団体との間では、国内で徴収した外国人実演家及び権利者のための使用料や報酬を分配し、海外で発生した芸団協CPRA委任者の使用料や報酬の徴収を行い、海外エージェントに対しては直接クレイムへの使用料等の分配を行う。さらに、海外団体との共有データベースIPD･VRDBで提供される非委任者情報及び分配保留楽曲情報の積極的な活用や、海外での使用楽曲にかかる調査を実施すること等により、海外からの徴収額の増加に努める。

（2）実演家の著作隣接権及び報酬請求権の処理に関する業務を適正に実施する

1）商業用レコード実演の放送用録音につき、一任型管理事業として権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。

2）放送番組に使用された商業用レコード実演の送信可能化につき、一任型管理事業として、権利行使の受任、利用の許諾及び使用料の徴収分配を行う。なお、オンデマンドストリーム配信の徴収については、一般社団法人日本レコード協会を通じて行う。

3）一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の構成団体となったことを受け、状況に応じ、補償金の受領及び分配について準備を進める。

4）新たな利用態様に対応して管理委託契約約款及び使用料規程の整備を行い、集中管理の範囲拡大に向けた更なる研究を進める。

5）一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構（aRma）との協力関係を維持する。

（3）指定団体及び著作権等管理事業者として各種権利処理業務を適正に進めるために委任者の管理を的確に行うとともにデータセンターの充実を図る

1）権利者団体及び関係諸団体との協力関係に基づき、新規の委任取得及び委任者データの管理を行う。

2）業務管理システムの改修及び機能の充実を更に進め、関連諸団体とのデータ連携並びに情報の共有を強化する。

（4）実演家の権利拡大と集中管理に向けた調査研究を展開する

1）今後拡大が予想されるインターネットを利用した音楽配信に対応するため、公衆への伝達権等について引き続き調査研究を行う。特にウェブキャスティング等の放送類似サービスの集中管理、演奏権の獲得、サブスクリプションサービスをはじめとしたオンデマンド配信からの対価還元の在り方等に重点を置き、権利問題研究プロジェクトチームを中心に権利実現に向けた運動を展開する。

2）現在機能不全に陥っている私的録音録画補償金制度について、新たな制度等の構築に引き続き取り組む。国際的な動向や過去の経緯を踏まえた調査研究を進めつつ、関連団体との連携を強化し、実演家への利益還元を目指して、制度の在り方等を検討する。

3）今年度はオンライン海賊版対策に関する諸制度の改正（リーチサイト・違法ダウンロード等）が予定されており、学校の授業過程における著作物の公衆送信に係る補償金について、改正法の施行に向けた議論が行われる。これらの著作権法改正の動向に機動的に対応するとともに、関連諸制度について調査研究を行う。

4）文化庁、WIPO、現地政府、団体等と連携した普及啓発活動に関連して、アジア地域の実演家の権利拡大を目指し、引き続き調査研究を行う。

5）芸団協CPRAではこれまで、肖像パブリシティ権擁護監視機構の協力の下、実演家の肖像パブリシティ権の普及啓発活動及び不正使用者に対する停止活動等を行ってきた。同機構への支援を継続するとともに、実演家の権利等への理解を深め、クリエイターを尊重する気風を醸成することを目的に、体験型等の普及啓発活動を継続して実施する。

6）調査研究の成果を権利者、関係者で共有し、芸団協CPRAの活動、運動に対する理解と協力を得るため、昨年度、一昨年度に実施した勉強会を継続して実施する。

（5）権利拡大に係る運動、関係団体との協力、諸会合への参加等を積極的に行う

1）調査研究と広報活動を密接に連携させつつ、実演家の権利拡大に係る運動を展開する。関連して、私的録音録画補償金問題等の諸課題に取り組んでいる文化芸術推進フォーラム（JASRAC、日本レコード協会、MPA等20団体によって構成）やCulture Firstへの参加協力を継続し、文化芸術振興議員連盟との連携を強化する。また、引き続き関係団体との連携を強化して、著作権及び著作隣接権を巡る諸問題の解決を目指す。

2）文化庁、総務省等をはじめとした政府、民間の諸会議に参加し情報収集等に努めるとともに、放送コンテンツ海外展開促進機構（BEAJ）等による、コンテンツ流通に関する様々な取り組みに参加協力する。

3）昨年度に引き続き、WIPOの国際会議、著作権等常設委員会（SCCR）等に参加するとともに、FIA、FIMへの寄附を継続して連携を維持しつつ、実演家等の国際機関が主催する会合、地域セミナー等への参加協力を行う。また、著作権法学会、ALAI及びALAI JAPAN（ALAI日本支部）等の学際的な場を通じて、理論的な側面から実演家の権利等について調査研究及び情報収集を行うとともに、国内外のネットワークの維持・強化に努める。

4）著作権情報センターの会員として、同センターや政府等が実施する普及啓発や調査研究に係る事業への参加協力を継続する。文化庁やWIPOがアジア地域に向けて実施する著作権・著作隣接権制度の普及活動に協力し、国内外の関係機関によるセミナーなどへの参加及び研修員等の受入れを積極的に行う。

5）昨年度に引き続きSCAPR総会に参加するとともに、データに基づいた相互の透明性の高い徴収分配が実施できるよう加盟団体との連携を継続する。

6）昨年度に引き続き「実演家の権利の集中管理に関する研究」を実施し、アジアの団体に対して実務面からの育成支援を行うとともに、今年度からは「アジアCMOフォーラム（仮称）」を韓国との協力のもとで開催し、アジア地域全体の連携を強化し全体の底上げを目指す。

（6）実演の価値や実演家の権利、芸団協CPRAの活動等に対する理解を促進する広報活動を展開する

1）機関誌「CPRA news」を定期的に発行し、権利者、利用者、実務家、研究者及び政府関係者等に向けて、実演家の権利や芸団協CPRAの活動、徴収分配の実態、実演家の権利をめぐる諸問題について理解を促進するための広報活動を行う。

2）広く一般に訴求できるホームページ等インターネットを活用して、芸団協CPRAの認知度を高め、その活動への理解を促進するための広報活動を実施する。

3）実演家の権利等について普及啓発を行うため、関係団体と連携した広報活動を実施する。そのほか、必要に応じて実演家の権利や芸団協CPRAの活動等について、様々な方法により広報活動を行う。

以　上

INFORMATION

商業用レコードの貸与に係る使用料等の徴収状況について（2019年3月15日時点）

CDレンタルを行う店舗の数が減少している。店舗数のピークは1989年で、全国で6000店を超えていた。しかし現在はその1/3 以下に減少し、2000店を下回った。「貸レコード」の始まりは1980年と言われているが、1984年頃の店舗数に縮小したことになる。ここ数年は、毎年100店の純減で推移している。

芸団協CPRAの文化庁長官指定団体業務である「貸レコード使用料・報酬」の徴収額についても、大きく減少している。2008年度は22億円だったが、2017年度は12億円と、10年間で半分近くまで落ち込んだ。ここ数年、前年度比10%程度の落ち込みがあり、2018年度徴収額は10億円をやや上回る程度と予想している。この10年で、音楽を聴く方法はYouTubeや定額性の音楽配信などのストリーミングに軸足が移り、CDの生産実績も、金額面ではここ10年で2459億円から1542億円と4割近く減少した（日本レコード協会公表値）。徴収額については、今後はより厳しい状況となると予想される。

日本コンパクトディスク・ビデオレンタル商業組合（CDVJ）とは、使用料や徴収方法など過去30年に亘り協力してルール作りをしてきた。芸団協CPRAは現在、CDレンタルを行う事業者（全国約260社）と、CDレンタルを行う上での貸与許諾と使用料・報酬の支払いについて定めた「商業用レコードの貸与に係る使用料及び報酬に関する契約書」に基づき契約し、徴収業務を行っている。今後は使用料の滞納が増加する可能性があり、CDVJとも協力関係を維持しつつ、徴収業務の管理を徹底していきたい。

野村萬芸団協会長がフランス芸術文化勲章受章

野村萬芸団協会長がフランス共和国より芸術文化勲章「オフィシエ」を受章した。

野村会長はパリを中心にフランス各地で開催された日本文化の祭典「ジャポニスム2018：響きあう魂」公式企画「能楽」に出演し、千秋楽を迎えた2月10日、叙勲式に出席した。

受章に際し、野村会長は「初のパリ公演は1957年、サラ・ベルナール座にて20代の時だった。それから60年の月日が重なって、この度の充実した公演になった。身に余る勲章をいただき、感激で言葉もない。来年は90才になるが、今後も一生懸命積み重ね続けていくことを誓ってご挨拶とする」と語った。

©KOS-CREA　写真提供：国際交流基金

文化芸術推進フォーラムが政府に「文化芸術省」創設を提言

2018年12月25日、文化芸術推進フォーラム（芸団協等20団体で構成）は、文化芸術振興議員連盟とともに文化芸術省創設の提言書を菅義偉内閣官房長官に手渡した。日本の文化行政が諸外国に比べ脆弱で予算も少なく文化を所掌する省庁が分散している等現状の課題について共有する会談となった。提言書全文はウェブサイトに掲載されている。

COLUMN/ESSAY

丸山ひでみ
芸団協 CPRA 運営委員
一般社団法人映像実演権利者合同機構（PRE）
副代表理事

平成最後の巻末エッセイということで、私なりに平成を振り返ってみました。平成元年は既に実演家として仕事をしていましたが、振り返ったぐらいでは、どんな作品に出演していたのかを思い出せず。しかし、世の中便利なもので、ネットで検索すると答えが出てきます。私より私に詳しい人がいて、作品名、放送年月日等もすぐわかる！

平成の前半は、ＴＶでは時代劇、二時間ドラマと作品も沢山あった頃。まだ携帯電話を持たず、公衆電話から家の留守電を聞いてスケジュール確認をし、ロケ現場は留守電に住所を入れてもらい、又、所属事務所には毎日連絡をする。財布の中にはテレフォンカード、時刻表、カバンの中には小さな地図と辞書が必ず入っていました。そして手帳と共に、住所や電話番号を記載したアドレス帳は必須！

改めて振り返ると何故スケジュールも間違えず、ロケ現場にたどり着いたのか？今の私には「信じられな～い」。今見なきゃ、今録画しなきゃ、今買わなきゃ、二度と見られないと思い、自分が出演した作品を録画し、又ビデオ化されたら買い求めていた時代。又、レンタルされているのかも確認して、自分の足跡を追いかけ、保存する時代でした。

あれから30年！

ガラホとアイフォンを持ち、連絡は圧倒的にメール、疑問はネットで検索し、辞書も地図も持参することはなくなりました。ネットの中では、10代の私が拙い演技をして、今感想を書かれていたりもします。（今言われても…）

過去の自分を見つけることが容易に出来る世の中が一概に悪いとは思いませんが、10代の私が今を生きているように見えるから不思議です。

そして思うのです。「10代の私！ネットの中で働いている！ということは…」（…は皆様に想像していただきたい）

CPRA news vol.92　通巻92号　2019年4月1日発行
発行 / 実演家著作隣接権センター　編集 / 芸団協CPRA法制広報委員会　デザイン / 株式会社ネオプラン

公益社団法人 日本芸能実演家団体協議会
実演家著作隣接権センター（CPRA）
〒163-1466 東京都新宿区西新宿 3-20-2 東京オペラシティタワー 11F
TEL. 03-5353-6600（代表） FAX. 03-5353-6614
http://www.cpra.jp

CULTURE FIRST
はじめに文化ありき
CPRAは、関係団体とともに、
文化を大切にする社会の実現を求め
活動しています。
http://www.culturefirst.jp/